

1 届出対象行為

町田市全域において、一定の規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う場合には、景観法に基づく届出^{※1}（通知^{※2}）が必要になります。

なお、届出対象規模は、各景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとに異なります。

■届出（通知）を要する行為

地区区分 届出対象行為の種類		景観形成ゾーン			景観形成誘導地区		
		丘陵地	住まい共生	にぎわい	小野路宿通り	町田駅前通り	多摩境通り
建築物の建築等 ^{※3}		次のいずれかに該当するもの （景観形成誘導地区内を除く） ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			延べ面積 $> 10\text{m}^2$	次のいずれかに該当するもの ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
工 作 物 の 建 設 等 ^{※4}	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの ^{※5}	高さ $\geq 10\text{m}$			高さ $> 1.5\text{m}$	高さ $\geq 10\text{m}$	
	昇降機、ウォーターシャフト、コースターその他これらに類するもの （回転運動をする遊戯施設を含む）						
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの						
	墓園その他これに類するもの	区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$	区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$	
	橋梁	—			水路に架かるもの	—	
開発行為		区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			造成面積 $\geq 500\text{m}^2$	造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
屋外における土石・廃棄物・再生資源・その他の物件のたい積		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			たい積期間 > 90 日 かつ たい積高さ $> 1.5\text{m}$	造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
水面の埋立て		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$		—			造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$

※1 景観法第16条第1項に基づく届出

※2 景観法第16条第5項に基づく通知

※3 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※4 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※5 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第1項第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。